

公正取引委員会 業務継続計画

平成21年9月1日
公正取引委員会

公正取引委員会業務継続計画

< 目次 >

第1	本計画の背景及び基本方針	1
1	背景	1
2	基本方針	1
第2	想定する災害及び被害	1
1	想定する災害	1
2	被害状況の想定	2
第3	非常時優先業務	3
1	非常時優先業務の選定基準	3
2	非常時優先業務の選定結果	4
3	法令等において事業者等又は公正取引委員会が一定期限内での対応等を義務付けられる手続に係る業務について	4
4	応急的業務	6
第4	業務継続のための体制及び発災時における対応	7
1	業務継続のための体制	7
2	発災時における対応	7
第5	業務継続のための執務環境の確保	8
1	設備関係	8
2	非常用物品等	9
3	来庁者等への対応	9
第6	教育・訓練	9
1	本計画に係る教育	10
2	訓練等	10
第7章	本計画の見直し	10

第1 本計画の背景及び基本方針

1 背景

甚大な被害をもたらした1923年の関東大震災から80年余りが経過した首都域においては、過去の地震発生周期からみて、今後100年～200年は、関東大震災に匹敵するマグニチュード(以下「M」という。)8クラスの地震が発生する可能性は低いものの、それまでの間、南関東地域でM7クラスの地震が数回発生することが予想され、その場合には、膨大な人的・物的被害が発生するとともに、首都中枢機能に障害が生じ、我が国全体の国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、政府においては、地震防災対策を進めるために、首都直下地震対策大綱(平成17年9月中央防災会議決定)、首都直下地震応急対策活動要領(平成18年4月中央防災会議決定)及び首都直下地震の地震防災戦略(平成18年4月中央防災会議決定)を策定し、首都直下地震対策を強力に推進してきたところである。

中央省庁は、大規模地震等の発災によってその施設等に被害が発生した場合等においても、中断すれば社会的に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務については、優先して継続する必要がある。そこで、公正取引委員会においても、あらかじめ、首都圏における大規模地震発災時において優先して継続すべき業務を選定し、発災時に、これら業務を遅滞なく再開するために必要な事項を定めた「業務継続計画」を策定することとした。

2 基本方針

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)等を運用することにより、公正かつ自由な競争の促進を通じて我が国経済の発展を促進することを任務としており、首都圏における大規模地震発災時であっても、この任務を達成するため、必要な業務を継続する必要がある。

このため、公正取引委員会は、以下の方針に基づいて、業務継続計画を策定する。

(1) 国民生活への影響の回避

発災時においても、公正取引委員会の業務の停滞によって国民生活に影響を及ぼすことがないように、必要な業務を継続するとともに、通常業務の早期回復を図る。

(2) 業務継続のための体制整備

発災時において、必要な業務を継続するための体制等を整備し、行政機関としての機能を維持する。

(3) 職員の安全確保等

公正取引委員会職員(庁舎内の来庁者を含む。)の安全を確保する。

第2 想定する災害及び被害

1 想定する災害

本計画において定める対策の前提となる災害として、「首都直下地震対策専門調査会報告」(平成17年7月中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」)において想定されている東京湾北部地震(M7.3,東京23区の最大震度6強)が発生したと想定する。

東京湾北部地震時の予測死者数

項目	5時	8時	12時	18時	
建物倒壊による死者 (うち屋内収容物移動・転倒)	約 4,200 人 (約 600 人)	約 3,200 人 (約 600 人)	約 2,400 人 (約 300 人)	約 3,100 人 (約 400 人)	
急傾斜地崩壊による死者	約 1,000 人	約 800 人	約 900 人	約 900 人	
火災による死者	風速 3m	約 70 人	約 70 人	約 100 人	約 2,400 人
	風速 15m	約 400 人	約 400 人	約 600 人	約 6,200 人
ブロック塀等の倒壊、屋外落下物による死者	-	約 800 人			
交通被害による死者	約 10 人	約 300 人	約 100 人	約 200 人	
ターミナル駅被災による死者	-	約 10 人	-	-	
死者合計	風速 3m	約 5,300 人	約 5,100 人	約 4,200 人	約 7,300 人
	風速 15m	約 5,600 人	約 5,400 人	約 4,800 人	約 11,000 人

出典：首都直下地震対策専門調査会報告書（平成 17 年 7 月中央防災会議「首都直下地震専門調査会」）

なお、「中央省庁業務継続ガイドライン 第 1 版」（平成 19 年 6 月内閣府防災担当。以下「業務継続ガイドライン」という。）においては、地震以外の危機的事象が発災した場合等の想定も行うことが望ましいとされているところ、まずは、地震発生時における対策を規定し、地震以外の危機的事象への対策については、今後速やかに検討して追加することとする。

また、今後、各地方における大規模地震等を想定して、各地方事務所等においても、業務継続計画の策定を検討することとする。

2 被害状況の想定

前記 1 の想定災害による公正取引委員会の本局における被害について、以下のとおり想定する。

被害状況の想定

項目	勤務時間内に発災	勤務時間外に発災
職員（非常勤職員、派遣職員等を含む。以下同じ。）	オフィス家具の転倒等により、職員に負傷者が発生する。また、公共交通機関の途絶等により、庁舎からおおむね 20 km 以上遠方に居住している職員は、一定期間帰宅が困難となる（以下、当該職員を「帰宅困難者」という）。	職員の約 1 割について、本人又は同居家族が死傷する。また、公共交通機関の途絶等により、庁舎からおおむね 18 km 以上遠方に居住している職員は、一定期間出勤が困難となる。
公共交通機関	公共交通機関は地震から 3 日間は完全に途絶する。その後徐々に復旧し、30 日後にはおおむね復旧する。	
庁舎	中央合同庁舎第 2 号館（以下「2 号館」という。）及び中央合同庁舎第 6 号館 B 棟（以下「6 号館 B 棟」という。）は、震度 6 強～震度 7 の大規模地震の震動・衝撃に対しても倒壊・崩壊の危険性が低いと評価されている。したがって両庁舎には大きな被害はなく、両庁舎で業務を行うことが可能である。 「官庁施設の耐震診断結果等の公表について」（平成 18 年 8 月国土交通省大臣官房官庁営繕部）	

項目	勤務時間内に発災	勤務時間外に発災
庁舎の火災	火気が使用されている喫煙室及び食堂等（地下1階）からの火災のほか、電気系統の短絡等による火災の可能性もある。	勤務時間外には、原則として火気は使用されていないことから、火災発生危険性は少ない。ただし、電気系統の短絡等による火災の可能性はある。
オフィス家具の転倒等	すべての課室でオフィス家具が転倒し、職員の負傷、業務再開の支障等の原因となる可能性が高い。	すべての課室でオフィス家具が転倒し、業務再開の支障となるが、職員は不在のため、職員の生命・身体に影響はない。
庁舎周辺	庁舎周辺はオフィスビル、商業施設等の耐震性及び不燃化率の高い建物が多いため、周辺建物の被害は限定的であり、また、延焼火災に巻き込まれる可能性も低い。 なお、千代田区は、全域が震災時における地区内残留地区（注）に指定されている。	
電気	外部からの電力供給が2日程度中断する。	
水道	上水道、中水道（トイレ用水）及び下水道について、管路被害により、3日程度断水又は使用不可となる。	
電気通信	固定電話、携帯電話ともに、電話回線の断線又は電話がかかりにくい状態が生じ、10日程度は使用不能又は使用に支障が生じる状況となる。	

注 地区内残留地区...避難場所と同程度の安全性を有するため避難する必要のない地区

第3 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定基準

業務継続ガイドラインにおいては、中央省庁が行う各業務について、発災後の当該業務の復旧状況が目標レベルに達しなかった場合の「影響の重大性」を評価することにより、非常時優先業務を決定することとされている。

これを受けて、公正取引委員会においては、発災から2週間後には、完全ではないもののすべての課室等において通常行われる業務（以下「通常業務」という。）が再開されるとの前提の下、発災から2週間までの間に停止した場合に下表「『影響の重大性』の評価基準」中の「影響の程度」がレベル 又はレベル に該当する業務を、優先的に継続すべき業務（以下「非常時優先業務」という。）として選定することとした。

「影響の重大性」の評価基準

影響の程度	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことによる社会的影響
レベル（軽微）	社会的影響はわずかにとどまる。ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
レベル（小さい）	若干の社会的影響が発生する。しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
レベル（中程度）	社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
レベル（大きい）	相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。

影響の程度	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことによる社会的影響
レベル (極めて大)	甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であるとする。

2 非常時優先業務の選定結果

公正取引委員会は、法令により公正取引委員会が一定期限内に対応を義務付けられており、かつ、期限延長についての規定がない手続に係る業務を中心に、非常時優先業務として位置付けることとした。

選定の結果、公正取引委員会における非常時優先業務と認められる業務は下表「非常時優先業務」のとおりである。公正取引委員会は、これら業務の社会的な影響の重大性にかんがみ、発災後、速やかに業務を再開・継続し、社会的影響が生じないようにする。

非常時優先業務

影響の重大性	担当課室	業務内容	根拠法令	再開までの期間
レベル	官房総務課	情報提供業務 公正取引委員会における業務の復旧状況等について、記者会見、ホームページ等により情報提供を行う。	-	発災後 1日以内
レベル	企業結合課	合併制限、届出義務関連業務 独占禁止法第15条第2項の規定による届出を行った会社に対する報告等の要求について、法定の期間内に必要な対応をとる。	独占禁止法 第15条	発災後 1日以内
レベル	企業結合課	分割の制限、届出義務関連業務 独占禁止法第15条の2第2項の規定による共同新設分割に関する計画及び同条第3項の規定による吸収分割に関する計画を届け出た会社に対する報告等の要求について、法定の期間内に必要な対応をとる。	独占禁止法 第15条の2	発災後 1日以内
レベル	企業結合課	事業の譲受け等の制限、届出義務関連業務 独占禁止法第16条第2項の規定による事業又は事業上の固定資産の譲受けに関する計画を届け出た会社に対する報告等の要求について、法定の期間内に必要な対応をとる。	独占禁止法 第16条	発災後 1日以内

3 法令等において事業者等又は公正取引委員会が一定期限内での対応等を義務付けられる手続に係る業務について

前記2の非常時優先業務には該当しないものの、法令等において事業者等又は公正取引委員会が一定期限内での対応等を義務付けられる手続に係る業務のうち、個々の事業者等の権利・義務、財産の保全等に関して相当程度影響が生じるおそれがある業務（以下「期限付き業務」という。）については、発災後、事業者等又は公正取引委員会の業務が一時的に停滞することにより期限内の義務の履行が困難となる場合があると想定される。

よって、あらかじめこれらの業務を選定し、発災時に、必要がある場合には履行期限を延長してその旨を事業者等に通知するなどの業務を速やかに行う。

なお、期限付き業務については、発災から2週間後には完全ではないもののすべての課室等において通常業務が再開されると想定されることから、発災から2週間以内に対応すべき案件がないなど、2週間程度業務が停止しても差し支えない場合には、当該業務の担当課室等の長は、業務の再開時期を弾力的に判断し、担当要員の出勤の要否を決定する。

また、法令等において事業者等が一定期限内での対応等を義務付けられる手続きに係る業務のうち、事業者等の権利・義務、財産の保全等に関して特段の影響は生じないと認められる業務については、発災時においては一定期限内に対応できなくとも問題ない旨をあらかじめ周知する方策を検討し、発災時に、期限を過ぎてから義務を履行しても問題としないなどの対応をとる。

このほか、発災の影響により、公正取引委員会が主催する会議等を中止又は延期する場合、外部機関が主催する会議を欠席する場合等については、必要に応じて関係者に連絡するなど適切に対応する。

期限付き業務

担当部署	業務内容	根拠法令・条文
官房総務課	情報公開関係業務 行政文書の開示請求があった場合、当該請求に係る開示決定等を30日以内に行うこととされているところ、30日以内の対応が困難な場合には、申請者に対し、期間を延長する旨を通知する。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第10条第1項
官房総務課	個人情報保護関係業務 行政文書の開示請求があった場合、当該請求に係る開示決定等を30日以内に行うこととされているところ、30日以内の対応が困難な場合には、申請者に対し、期間を延長する旨を通知する。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第19条第1項
審決訟務室	審判事務 審判期日指定の変更等を行う場合の事務を行う。	公正取引委員会の審判に関する規則(平成17年公正取引委員会規則第8号)第19条第3項及び第4項(公正取引委員会の審査及び審判に関する規則(平成13年公正取引委員会規則第8号)第28条及び第41条第3項)
審決訟務室	交付要求業務 執行機関に対する交付要求期限の延長手続を行う。	国税徴収法(昭和34年法律第147号)第82条、破産法(平成16年法律第75号)、破産規則(平成16年最高裁判所規則第14号)第50号第1項等
審決訟務室	審決取消請求事件、文書提出命令申立事件、執行免除申立事件等に関して期限が定められた手続の期限延長等を行う。	民事訴訟法(平成8年法律第109号)第162条
企業結合課	合併、株式保有等の企業結合に関する調査 合併等の企業結合計画について公正取引委員会が事前相談を受けている事業者に対し、事前相談に対する回答等の期限を延長する旨を連絡する。	企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針(平成14年12月11日公正取引委員会)3(1)及び(3)並びに4(2)ウ及びオ

担当部署	業務内容	根拠法令・条文
相談指導室	事前相談制度に基づく相談への回答 事前相談制度に基づく相談についての公正取引委員会から事業者等への回答を期限までに書面で行うことができない場合には、事業者等に対し、期限を延長する旨を連絡する。	事業者等の活動に係る事前相談制度（平成13年10月1日公正取引委員会）8(2)
企業取引課	事前相談制度に基づく相談への回答 事前相談制度に基づく相談についての公正取引委員会から事業者等への回答を期限までに書面で行うことができない場合には、事業者等に対し、期限を延長する旨を連絡する。	事業者等の活動に係る事前相談制度（平成13年10月1日公正取引委員会）8(2)
審査局	排除措置命令関係業務 排除措置命令をしようとする者に対する意見申述等の期限について、必要に応じて延長する。	独占禁止法第49条第5項及び事件処理手続（平成17年審査局長通達第1号）
審査局	課徴金納付命令関係業務 課徴金納付命令をしようとする者に対する意見申述等の期限について、必要に応じて延長する。	独占禁止法第50条第6項で準用する同法第49条第5項及び事件処理手続（平成17年審査局長通達第1号）
審査局	審判手続関係業務 排除措置命令等に係る不服申立て、審判開始決定書等の発出等の期限について、必要に応じて延長する。	独占禁止法第49条第6項及び第50条第4項

4 応急的業務

前記2及び3に定める業務のほか、発災時に応急的に必要となる業務（以下「応急的業務」という。）を例示すると、下表「応急的業務」のとおりである。これらの業務を、非常時優先業務及び期限付き業務と同様に、速やかに行うこととする。なお、応急的業務を担当する要員（以下「応急的業務担当要員」という。）を参集要員とする。

応急的業務

応急的業務の種類・内容
参集要員の参集
消火、救助、避難誘導等 発災後直ちに消火、救命、避難誘導等を行う。
他省庁、地方事務所等との連絡体制確立
各方面からの必要な情報の収集
職員及び在庁者の安否確認等
LANシステム等の復旧、ホームページでの情報提供 LANシステム、インターネット接続環境の障害状況に把握して必要な措置を講じ、早期復旧に努める。復旧後は、適宜、ホームページを利用して情報提供を行う。
職員及び来庁者以外の帰宅困難者への対応

応急的業務の種類・内容
庁舎の被災状況の確認及び執務室の復旧 <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内に発災した場合 <p>参集要員並びに非常時優先業務及び期限付き業務を担当する要員（以下「非常時優先業務等担当要員」という。）以外の職員（以下「非参集職員」という。）は、可能な限りにおいて、転倒したオフィス家具の復旧・移動、散乱した書類の整理、ガラス・食器等の危険物が破損した場合の清掃等を行う。</p> 勤務時間外に発災した場合 <p>勤務時間外に発災した場合には作業要員が不足するため、参集要員が応急的業務を行うに当たって支障がない最低限の範囲で執務スペースを片付ける。本格的な復旧作業は、非参集職員が出勤を再開してから行う。</p>
備蓄物品等の配給

第4 業務継続のための体制及び発災時における対応

発災時に、前記第3に定める業務を適切かつ迅速に行うための体制を以下のとおり定める。

1 業務継続のための体制

(1) 応急的業務担当要員の選定

勤務時間外に発災した場合に応急的業務等を行うに当たり、応急的業務担当要員を指定しておく。指定に当たっては、庁舎から近距離に居住する者を中心に選定することとする。

(2) 非常時優先業務等担当要員の選定

発災時に、前記第3の2に定める非常時優先業務及び前記第3の3に定める期限付き業務を実施する課室等においては、あらかじめこれら業務を担当する非常時優先業務等担当要員を指定しておく。

また、非常時優先業務及び期限付き業務を適切かつ迅速に行うためには、指揮命令系統が確立されている必要があることから、当該課室等においては、決裁権者が不在の場合でも適切に意思決定がなされるように、あらかじめ、発災時における権限委任について定めておく。

2 発災時における対応

発災時における対応は、以下のとおりとし、参集要員は、参集後速やかに応急的業務に従事し、非常時優先業務等担当要員は、非常時優先業務及び期限付き業務に従事する。

(1) 勤務時間外に発災した場合

ア 参集要員の行動

参集要員は、地震発生の情報に接した場合には、自身及び家族等の安否を確認の上、参集可能な場合には直ちに参集する。

<参考> 発災から参集に要する時間（仮定）

人間の通常の歩行速度は時速約4 kmであるところ、発災後は、道路の寸断、障害物の散乱等により通常時よりも時間を要すると思われることから、時速を3 kmと仮定する。時速3 kmの場合、参集に要する時間は次のとおりと想定する。

- 庁舎から3 km圏内に住む職員... 1時間
- ～ 9 km圏内に住む職員... 3時間
- ～ 18 km圏内に住む職員... 6時間～1日
- 18 km以遠に住む職員... 3日以降

ないし の職員は、本人及び家族等の死傷のため1割が、居住地周辺の救出・救助活動へ

の従事により3割が参集できず、6割が参集可能と想定される。また、の職員は、発災直後は参集困難と想定されることから、少なくとも発災後3日間は自宅待機とし、発災後3日目以降、交通機関の回復状況等より、徐々に出勤することとする。

庁舎に到着した参集要員は他の参集要員の参集状況を確認し、参集要員が参集できない場合には速やかに代理の者を招集し、また、必要な場合には、非参集職員のうち参集可能な者を参集させる。

イ 非常時優先業務等担当要員の行動

非常時優先業務等担当要員は、地震発生の情報に接した場合には、庁舎に到着した参集要員に連絡を取り、庁舎の状況等を確認の上、非常時優先業務及び期限付き業務の遂行が可能である場合には、前記アに準じて参集する。庁舎における業務の遂行が困難である場合には、業務の遂行が可能となるまで自宅で待機する。

ウ 非参集職員の行動

非参集職員は、自身及び家族等の安否を、所属課室等の庶務担当者（又は代理の者。以下同じ。）に報告の上、公共交通機関が復旧するまで自宅で待機する。なお、参集可能な状態であって、かつ、参集を指示された場合には、前記アに準じて参集する。

自宅待機の間は、適宜、所属課室等の庶務担当者に連絡する。また、自宅周辺での救出・救助、避難者支援等の地域貢献活動に積極的に参加する。

(2) 勤務時間内に発災した場合

ア 参集要員の行動

参集要員は、勤務時間内に発災した場合には、指示を受けて直ちに応急的業務に従事しつつ、業務の合間をみて家族等の安否を確認し、家族等の安否が確認できない場合には、非参集職員に安否確認を依頼した上で応急的業務に従事する。参集要員は、家族等の安否が確認できない場合又は家族等が負傷した状況において帰宅可能な場合には、代理要員を確保の上で帰宅する。

イ 非常時優先業務等担当要員の行動

前記アに準じて行動する。

ウ 非参集職員の行動

非参集職員は、発災後の混乱による二次被災を避けるため、原則として、帰路の安全が確認されるまで庁舎内で待機する。

待機中は、必要に応じて応急的業務、周辺地域での救出・救助、避難者支援等の地域貢献活動に参加する。

第5 業務継続のための執務環境の確保

前記第4に定める体制により前記第3に定める業務を適切かつ迅速に行うために必要な執務環境の確保については、以下のとおりである。

1 設備関係

(1) 庁舎及び執務室

ア 庁舎

庁舎が倒壊又は崩壊する可能性は低いことから、応急的業務等は庁舎にて行うことが

可能と想定する。

イ 執務室・宿泊場所

現時点では、固定されていないオフィス家具が多く、発災時には相当数のオフィス家具が転倒し、負傷者の発生が懸念される。今後、オフィス家具の転倒防止等の方法を検討する。

(2) 電気、トイレ、通信等

ア 電気

発災後、外部からの電力供給の回復まで2日を要する見込みであり、回復までの間は自家発電装置により、最低限の照明、防災設備等について、最低72時間電力が供給される。

イ 上水道等

発災後3日間程度は断水が想定され、その間、上水道は使用不可となることから、非常用飲料水の備蓄を進める。

また、3日間程度はトイレ用水(中水道)及び下水道が使用不能となる可能性が高いことから、簡易トイレの備蓄を進める。

ウ 電気通信

固定電話回線が完全に停止する可能性は低いが、発災後10日程度は電話がつながりにくい事態が想定されるので、他の連絡手段を併用する。

携帯電話についても、固定電話と同様に電話がつながりにくい事態が予想されるので、携帯メールも活用して連絡を行う。

2 非常用物品等

(1) 非常用食料・飲料水

発災後、参集要員等が応急的業務等に従事するに当たり、非常用食料・飲料水の備蓄は不可欠であることから、必要量(全職員の3日分及び来庁者、職員以外の帰宅困難者(以下「外部帰宅困難者」という。)のうち負傷者、急病人等の一時受入れのために必要となる分)の備蓄に努める。

(2) その他非常用物品

非常用食料・飲料水のほか、発災時に必要となる非常用物品の備蓄も順次進める。特に、救急用品、参集要員等の庁舎滞在のための物品等を重点的に備蓄する。

3 来庁者等への対応

発災時における来庁者等への対応については、前記第3に定める業務の遂行を第一としつつ、地域の一員としての共助の取組の観点から、来庁者、外部帰宅困難者等が負傷した場合に応急処置を施すなど、適切に対応する。

第6 教育・訓練

発災時に、適切かつ迅速に本計画を実行するには、平常時から全職員が本計画の重要性を十分に理解して自らがとるべき行動を認識し、発災時にはその行動をとれるように心得てお

く必要がある。このため、職員に対して本計画を周知し、本計画の趣旨が十分に浸透するよう、次の活動を行う。

1 本計画に係る教育

- (1) 本計画を全職員の閲覧に供し、各職員に、発災時における自らの役割、とるべき対応について認識させる。特に、参集要員及び非常時優先業務等担当要員は、自らの役割の重要性を十分に認識し、人事異動の際には、後任者に対し確実に引継ぎを行う。
- (2) 参集要員、非常時優先業務等担当要員等に対し、必要に応じて本計画に関する説明会を行う。
- (3) 応急救護活動等、一定の専門知識が要求される活動については、対応マニュアルの整備、外部研修への参加等により、担当者の資質向上に努める。

2 訓練等

発災時に滞りなく応急的業務等を遂行できるよう、参集要員、非参集職員等について、それぞれの役割に応じた訓練を行う。訓練を実施した場合には、適切に記録を残し、明らかになった課題を本計画の見直しに反映させる。

第7 本計画の見直し

本計画は、今後、公正取引委員会の組織改正、業務内容の変更、施設・設備の変更等の改正事由が生じた場合には速やかに改正するほか、適宜、内容の適否について点検を行い、さらに、訓練を行った際に課題が明らかになったなどの場合には、所要の改正を行い、業務継続力の向上を図る。